

指定基準 自己点検表 【 看護小規模多機能型居宅介護 】

R6～版

事業所名	
点検者 職・氏名	
点検年月日	

- 指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認の際は関係法令等も併せて参照してください。
- 「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認し、内容を満たしているものには「適切」、そうでないものは「不適切」、該当しない場合は「該当なし」にチェックをしてください。
- 「確認事項」の欄には、「基準の概要」の遵守状況が確認できる資料及び必要な事項を記入してください。

◎根拠条文

- ・法：介護保険法（平成9年法律第123号）
 - ・施行令：介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
 - ・施行規則：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
 - ◇地域密着指定基準：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
 - ☆地域密着等基準通知：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
 - ・地域密着基準条例：大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大津市条例第17号）
- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 運営指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。
- 令和6年度の制度改正に係る箇所を赤字にしておりますので、参考にしてください。

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
Ⅰ 基本方針				
◇指定地域密着型サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準に規定する訪問看護の基本方針及び地域密着型サービス基準に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものとなっているか。	☐	☐	☐	
◇訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	☐	☐	☐	
◇小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	☐	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべきサービスの提供に当たる従業者の員数は以下の通りとなっているか。				

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
(1)-1 従事者（夜間及び深夜時間帯以外） 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 当該事業所の常勤の職員の勤務時間 → 時間/週 ①常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 利用者 ÷ 3 = 人 ※端数を増すごとに1以上（少数以下を切上） ※利用者数は前年度平均値とし、新規指定の場合は推定数とする。 ②訪問サービスの提供に当たる者を2以上	☐	☐	☐	
(1)-2 従事者（夜間及び深夜時間帯） 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 夜勤及び深夜の時間帯 : ~ : → 時間 ③夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）に当たる者を1以上 ④宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	☐	☐	☐	
☆指定看護小規模多機能型居宅介護従業者 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の指定看護小規模多機能型居宅介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。	☐	☐	☐	
夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な従業者及び宿直勤務又夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な従業者を確保するものとする。 例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務時間帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合 常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要である。 それに加え、日中については、常勤換算方法で2名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要なサービス従業者を、サービス事業所全体として確保することが必要となる。 具体的には、通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間×2人＝延べ16時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定看護小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。 指定看護小規模多機能型居宅介護従業者の必要数の算出基準を示したものであるもので、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために2以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している看護小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものである。	☐	☐	☐	
日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることのできるような職員配置に努めるものとする。	☐	☐	☐	
(2) 利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
(3) 常勤の保健師又は看護師 (1) の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。	☐	☐	☐	
(4) 常勤換算方法で2.5以上の看護師職員 (1) の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）でなければならない。 ☆看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）でなければならないこととされており、うち 1 以上は常勤の保健師又は看護師とするものである。 また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で1.0以上の者は看護職員であるものとし、本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとする。	☐	☐	☐	
(5) 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1 以上の者は、看護職員でなければならない。 ☆看護職員である看護小規模多機能型居宅介護従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで 1 名以上必要であり、常勤を要件としていないが、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること。	☐	☐	☐	
(6) 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行うサービス（第63条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護型及び(8)に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、（1）の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 ☆宿泊サービスの利用者が 1 人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤 1 名と宿直 1 名の計 2 名が最低必要となるものである。この場合、必ずしもいずれか 1 名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制は確保していること。 また、宿泊サービスの利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿泊及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。 なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。 また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の宿直職員が、当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできるものであること。	☐	☐	☐	
(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、上記に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 - 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所 - 二 指定地域密着型特定施設 - 三 指定地域密着型介護老人福祉施設 - 四 介護医療院	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と上記の事業所（以下「居住」の事業所という）双方にそれぞれ人員を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所に従事できるということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。				
（８）サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。 ☆サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、訪問サービスを行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で２以上ではなく、２名以上配置することで足りることとしている。なお、本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくはサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できるものである。また、訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を、看護小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。	□	□	□	
（９）サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護事業者を置かないことができる。 ☆サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供できることとされているが、本体事業所においてサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を宿泊させる際は、当該本体事業所との事業等の共同実施や、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護事業者による訪問サービスの提供により、当該本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めること。 なお、本体事業所の登録者がサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを受けることは認められていないことに留意すること。	□	□	□	
（１０）サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で１以上とする。	□	□	□	
（１１）介護支援専門員 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。 ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する（７）の一～四に掲げる施設等の職務に従事することができる。	□	□	□	
◇上記の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	□	□	□	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
◇サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める研修を終了している者を置くことができる。	☐	☐	☐	
☆介護支援専門員				
イ 介護支援専門員は、指定を受ける際（指定を受けた後に介護支援専門員の変更の届出を行う場合を含む。）に、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」の研修を修了しているものとする。	☐	☐	☐	
□ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも差し支えない。	☐	☐	☐	
ハ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、③看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。	☐	☐	☐	
ニ 施行規則第65条の4第二号に基づく市町村への届出については、市介護保険課定める所定の届出書（市ホームページ参照）とすること。	☐	☐	☐	
ホ サテライト型事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を終了した者（以下「研修修了者」という。）を配置できるとされているが、研修修了者はサテライト型事業所の登録者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する者であり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。	☐	☐	☐	
（12）管理者 ◇専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ☆以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができるものとする。 イ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合 □ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員として兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合等は、管理業務に支障があると考えられる。）	☐	☐	☐	管理者氏名 （ 兼務【有 ・ 無】 ） 兼務する事業所名 （ ） 兼務する職種 （ ）
◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	☐	☐	☐	
☆サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができるが、当該事業所の管理者が保健師又は看護師でないときは、当該管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。	☐	☐	☐	
◇管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師であるか。	☐	☐	☐	認知症である者の介護に従事した経験があるか。 経験_____年 ☐特養 ☐デ イ サービス ☐老健 ☐グループホーム等

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの又は保健師若しくは看護師とする。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	☐	☐	☐	
☆保健師及び看護師については、管理者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものであるか。	☐	☐	☐	
☆保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。 さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。	☐	☐	☐	
（13）代表者 ◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師であるか。 ☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、指定複合型サービス事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が一つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。 ☆指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であり、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているもの又は保健師若しくは看護師とする。 ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、保健師若しくは看護師ではない当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知3のⅴの「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。	☐	☐	☐	代表者名： 就任日： 年 月 日 認知症である者の介護に従事した経験があるか。 (特養、デイサービス、老健、グループホーム等)
☆特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとする。 ☆保健師及び看護師については、代表者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものであること。 ☆保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。				

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 定員 ◇登録定員 登録定員は29人（サテライト型事業所にあつては18人）以下であるか。	☐	☐	☐	登録定員： 名
◇通いサービスの定員 通いサービスの定員は、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える事業所にあつては、下記の利用定員、サテライト型事業所にあつては、12人）までとしているか。 登録定員26人又は27人 ⇒ 通い定員16人まで 登録定員28人 ⇒ 通い定員17人まで 登録定員29人 ⇒ 通い定員18人まで ☆この場合における利用定員については、1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日当たりの延べ人数でないことに留意すること。	☐	☐	☐	通い定員： 名
◇宿泊サービスの定員 宿泊サービスの定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型事業所にあつては、6人）までとしているか。	☐	☐	☐	宿泊定員： 名
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは可能である（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）が、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することについては、養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していないものである。				
2. 設備及び備品等 ◇居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	☐	☐	☐	
☆通いサービスの利用定員が15人を超える事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、1人当たり3㎡以上を確保しているか。	☐	☐	☐	
3. 宿泊室定員 ◇宿泊室の定員は、1人としているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	☐	☐	☐	
4. 宿泊室の床面積 ◇宿泊室の床面積は、7.43㎡以上としているか。 ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。	☐	☐	☐	
◇個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものであるか。	☐	☐	☐	
◇プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 ☆プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというのではない。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められない。 ☆他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。	☐	☐	☐	
5. 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合 ◇当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が有床診療所である場合については、有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えない。 ただし、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のものとして確保しておくこと。 ☆有床診療所の入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等について必要は措置を講ずること。				
◇事業所の掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。 ただし、利用者に対する当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 ☆指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定看護小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。 ただし、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。 また、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂や介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。	☐	☐	☐	
IV 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 ◇指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。	☐	☐	☐	
☆わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、同意については書面で確認しているか。	☐	☐	☐	
2. 提供拒否の禁止 ◇正当な理由なく、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいないか。 ☆提供を拒むことができる正当な理由 ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合	☐	☐	☐	
3. サービス提供困難時の対応 ◇事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	☐	☐	☐	
4. 受給資格等の確認 ◇指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	☐	☐	☐	
◇上記の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。	☐	☐	☐	
5. 要介護認定の申請に係る援助 ◇サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
◇以下の費用以外の支払を利用者から受けていないか。 イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ロ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 ハ 食事の提供に要する費用 ニ 宿泊に要する費用 ホ おむつ代 ヘ 上記に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	☐	☐	☐	
☆保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。なお、ハ及びニの費用については、指針（「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号））の定めるところによるものとし、ヘの費用の具体的な範囲については、通知（「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号））に従っているか。	☐	☐	☐	
◇上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	☐	☐	☐	
1 1. 領収証の交付 ・サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該利用者に対して、施行規則第65条で定めるところにより領収証を交付しているか。	☐	☐	☐	
1 2. 保険給付の請求のための証明書の交付 ◇法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	☐	☐	☐	
1 3. 看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 1 3-1. 基本取扱方針 ◇利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	☐	☐	☐	
◇自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	☐	☐	☐	
1 3-2. 具体的取扱方針 ◇利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行っているか。	☐	☐	☐	
☆制度上は週1回程度の利用でも所定単位数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうか評価を受けているか。	☐	☐	☐	
☆宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかし、他の利用者の宿泊に対応できない状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行っているか。	☐	☐	☐	
◇利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。	☐	☐	☐	
◇指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	
◇指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行なっているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆「療養上必要な事項その他サービスの提供等」とは、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含んでいるか。	☐	☐	☐	
◇身体的拘束等 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	☐	☐	☐	
◇身体的拘束等の記録 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	☐	☐	☐	
☆緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しているか。	☐	☐	☐	
◇身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。				
イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ☆「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者により構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。 また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。	☐	☐	☐	
☆身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守しているか。	☐	☐	☐	
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものでなく、具体的には、次のようなことを想定している。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備しているか。 ② 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告しているか。 ③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析しているか。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討しているか。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底しているか。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価しているか。	☐	☐	☐	
□ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	☐	☐	☐	
☆指針には、次のような項目を盛り込んでいるか。 ① 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	☐	☐	☐	
ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	☐	☐	☐	
☆介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行っているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成しているか。	☐	☐	☐	
☆定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施しているか。 研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。	☐	☐	☐	
◇通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。 ☆「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。 登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態となる。	☐	☐	☐	
◇登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。 ☆「適切なサービス」とは、1人の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを含わせて概ね週4回以上行うことが目安となるものである。 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りも含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。	☐	☐	☐	
◇看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っているか。	☐	☐	☐	
◇看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持って、サービスの提供を行っているか。 ☆「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。	☐	☐	☐	
◇特殊な看護等を行っていないか。	☐	☐	☐	
14. 主治の医師との関係 ◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしているか。	☐	☐	☐	
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理が行われているか。 なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。	☐	☐	☐	
◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 ☆看護サービスの利用対象者はその主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。	☐	☐	☐	
◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に当該サービス計画及び当該サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 ※看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治医と連携を図り、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するため、定期的に当該サービス計画及び当該サービス報告書を主治医に提出しなければならないこと。				
☆指定看護小規模多機能型居宅介護における看護サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図っているか。	☐	☐	☐	
◇病院又は診療所の場合 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 ※看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く ☆看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合には、主治医の指示は診療記録に記載されるもので差し支えないこと。 また、看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録に記載することで差し支えないこと。	☐	☐	☐	
15. 居宅サービス計画の作成 ◇管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	☐	☐	☐	
◇介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っているか。 〔指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針の主な概要〕 ① 利用者の居宅訪問及び面接による課題把握（アセスメント） ② 居宅サービス計画原案の作成 ③ 担当者の情報共有及び居宅サービス計画原案に対する意見聴取のためのサービス担当者会議の開催 ④ 利用者に対する居宅サービス計画原案の説明及び文書による同意並びに居宅サービス計画書の交付 ⑤ 少なくとも月1回の利用者の居宅訪問による居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）及びモニタリングの結果の記録 ⑥ 以下の場合のサービス担当者会議の開催 イ 要介護更新認定を受けた場合 ロ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	☐	☐	☐	支援経過記録 アセスメントシート等 支援経過記録 サービス担当者会議の要点等 支援経過記録 モニタリングシート 支援経過記録 サービス担当者会議の要点等
16. 法定代理受領サービスに係る報告 ◇毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	☐	☐	☐	
17. 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ◇登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	☐	☐	☐	
18. 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 ◇計画作成担当者 管理者は、介護支援専門員（サテライト型事業所にあっては、研修修了者。以下同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	☐	☐	☐	
◇看護師等と密接な連携 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行われなければならない。	☐	☐	☐	
☆看護サービスに係る計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものとなっているか。				

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
◇多様な活動の確保 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるよう努めているか。	☐	☐	☐	
☆「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいう。				
◇計画の作成 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護を行っているか。	☐	☐	☐	
◇計画の説明・同意 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	☐	☐	☐	
◇計画の交付 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	☐	☐	☐	
◇計画の変更 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じ当該計画を変更しているか。	☐	☐	☐	
◇「看護師等と密接な連携」から「計画の説明・同意」までの規定を、看護小規模多機能型居宅介護計画を変更する場合にも遵守しているか。	☐	☐	☐	
19. 介護等 ◇介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	☐	☐	☐	
◇利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	☐	☐	☐	
☆上記基準は、指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定看護小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせていないか。 ただし、看護小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。	☐	☐	☐	
◇利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行っているか。	☐	☐	☐	
20. 社会生活上の便宜の提供等 ◇利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。	☐	☐	☐	
◇利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	☐	☐	☐	
☆原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意をえるとともに、代行した後はその都度本人に確認を得る必要がある。	☐	☐	☐	
◇事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。	☐	☐	☐	
21. 利用者に関する市町村への通知 ◇利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 一 正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
22. 緊急時等の対応 ◇従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	
☆協力医療機関について ① 通常の事業の実施地域内にあることが望ましい ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	☐	☐	☐	
23. 管理者の責務 ◇業務の一元的管理 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	☐	☐	☐	
◇法令遵守の指揮命令 管理者は、従業者に看護小規模多機能型居宅介護の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	☐	☐	☐	
24. 運営規程 ◇次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 登録定員、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 (苦情処理、事故発生時の対応、個人情報保護、暴力団等の排除)	☐	☐	☐	
25. 勤務体制の確保等 ◇勤務体制の確保 利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	☐	☐	☐	
☆事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等が明確となっているか。	☐	☐	☐	
◇従業者によるサービス提供 事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ☆調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等が認められる。	☐	☐	☐	
◇従業者の資質向上の機会の確保 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	☐	☐	☐	前年度の研修の状況 ・内部研修 ☐ ・外部研修 ☐ ※欠席者へのフォロー 有・無
◇認知症介護基礎研修 全ての当該指定看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実践者研修修了者、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	
◇ハラスメント対策 適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。				
イ 事業所が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されたとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。				
a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発しているか。	☐	☐	☐	
b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。	☐	☐	☐	
ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組 （メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組 （マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されているか。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。	☐	☐	☐	
26. 定員の遵守 ◇登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っていないか。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	☐	☐	☐	
☆（特に必要と認められる場合の例） ・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室において通いサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・登録者全員を集めても催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
27. 業務継続計画の策定等 ◇業務継続計画の策定 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	
☆業務継続計画の策定等 ① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。	☐	☐	☐	
② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症や災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え （体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 （保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応 （建物・設備の安全対策電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携				
◇研修及び訓練 指定看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。	☐	☐	☐	
☆研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしているか。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	☐	☐	☐	
☆訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施しているか。 なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	☐	☐	☐	
◇見直し 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
28. 非常災害対策 ◇非常災害に係る計画の策定 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	☐	☐	☐	
☆火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・非難等に協力してもらえるような体制づくりを行っているか。	☐	☐	☐	
☆「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	☐	☐	☐	
◇事業者は、避難、救出その他必要な訓練を実施するにあたっては、地域住民の参加が得られるよう努めているか。	☐	☐	☐	
29. 衛生管理等 ◇利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	マニュアル【有・無】
☆次の点に留意すること。 イ 事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	☐	☐	☐	
□ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。	☐	☐	☐	
ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	☐	☐	☐	
◇事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	☐	☐	☐	
① 感染対策委員会 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ☆感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。） 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするるとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に行うとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	☐	☐	☐	概ね6月に1回開催が必要【開催日】 年 月 日 年 月 日 結果の周知方法 感染対策担当者名（ ）

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
② 指針の整備 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ☆感染症の予防及びまん延の防止のための指針 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。	☐	☐	☐	指針【有・無】
③ 研修及び訓練の実施 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。 ☆感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	☐	☐	☐	研修及び訓練の実施 年1回以上 開催日 年 月 日 新規採用時の研修 【有・無】
30. 協力医療機関等 ◇主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めているか。 ☆協力医療機関、協力歯科医療機関は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から近距離にあることが望ましい。	☐	☐	☐	協力医療機関（ ）
◇予め、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	☐	☐	☐	協力歯科医療機関（ ）
◇サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	☐	☐	☐	
☆利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
31. 掲示 ◇事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	☐	☐	☐	
☆掲示内容は以下のとおり ☐ 運営規程の概要 ☐ 従業員の勤務体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	☐	☐	☐	
☆次に掲げる点に留意しているか イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること ロ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護小規模多機能型居宅介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。	☐	☐	☐	
◇上記に規定する事項を記載した書面を掲示していない場合は、当該書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようになっているか。	☐	☐	☐	
◇◆原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ☆ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	☐	
32. 秘密保持等 ◇従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	☐	☐	☐	
◇従業者の秘密保持の誓約 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	
◇利用者等の個人情報提供の同意 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	☐	☐	☐	
33. 広告 ◇事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。	☐	☐	☐	
34. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ◇◆指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	☐	☐	☐	
35. 苦情処理 ◇必要な措置 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ☆「必要な措置」とは、具体的に相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載 すること等である。 なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「31.掲示」に準ずるものとする。	☐	☐	☐	マニュアル【有・無】 苦情受付窓口【有・無】 苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示【有・無】

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
◇苦情の記録 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	☐	☐	☐	苦情記録【有・無】 直近1年 件
☆苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	☐	☐	☐	
◇市町村の調査 提供したサービスに関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	市町村調査【有・無】 直近年月日 年 月 日
◇市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。	☐	☐	☐	
◇国保連からの指導・助言 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	国保連調査【有・無】 直近年月日 年 月 日
◇国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	☐	☐	☐	
36. 調査への協力等 ◇提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	
37. 地域との連携等 ◇運営推進会議の開催 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	☐	☐	☐	
☆テレビ電話装置等を活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	☐	☐	☐	
☆指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。				
☆運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の運営推進会議を合同で行う場合、以下の要件を満たしているか。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内の所在する事業所であること。ただし、事業所間の事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	☐	☐	☐	
☆自己評価及び外部評価の実施 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っているか。	☐	☐	☐	
☆合同開催の場合、合同開催回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数未満であるか。また、外部評価を実施する場合は単独開催で行っているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆実施に当たっては、以下の点に留意すること。 イ 自己評価は、①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組などについて話し合いを行うことにより、看護小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上を目指すものとなっているか。	☐	☐	☐	
ロ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有するとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにしているか。	☐	☐	☐	
ハ 運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定看護小規模多機能型居宅介護に知見を有し、公正・中立な第三者の立場にある者の参加はあるか。	☐	☐	☐	
二 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人ホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワーク（WAMNET）の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表をしているか。	☐	☐	☐	
ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成26年度老人保健健康増進等事業「複合型サービスにおける自己評価・外部評価のあり方に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行っているか。	☐	☐	☐	
◇運営推進会議の記録の公表 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録の公表を行っているか。	☐	☐	☐	
◇地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	☐	☐	☐	
◇提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ☆「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利活動団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	☐	☐	☐	
◇事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うように努めているか。	☐	☐	☐	
38. 居住機能を担う併設施設等への入居 ◇事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院への入所等を希望した場合は、円滑にそれらへの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
39. 事故発生時の対応 ◇利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	
◇事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	☐	☐	☐	
☆次の点に留意しているか ① 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めておくことが望ましい。 ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	☐	☐	☐	
◇サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	☐	☐	☐	
40. 虐待の防止 ◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置をこうしているか。	☐	☐	☐	
☆虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じているか。	☐	☐	☐	
□ 虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促しているか。 同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。	☐	☐	☐	
□ 虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応しているか。	☐	☐	☐	
□ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手續が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めているか。	☐	☐	☐	
上記3つの観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施しているか。				
◇虐待防止検討委員会 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	☐	☐	☐	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
☆虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成しているか。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に関催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。	☐	☐	☐	
虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	☐	☐	☐	
虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討しているか。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図っているか。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	☐	☐	☐	
◇虐待防止のための指針 事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	☐	☐	☐	虐待の防止のための指針【有・無】
☆虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
◇虐待の防止のための研修 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	☐	☐	☐	虐待の防止のための研修 年1回以上必要 年 月 日
☆虐待の防止のための従業員に対する研修 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしているか。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。	☐	☐	☐	
◇担当者 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ☆虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、上記の委員会や指針の整備、研修までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置いているか。 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。	☐	☐	☐	担当者名 ()
4 1. 会計の区分 ◇◆事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	☐	☐	☐	
4 2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※令和9年3月31日までは努力義務） ◇指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しているか。 ☆本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。 本委員会は、定期的開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。 あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	☐	☐	☐	

基準の概要	適切	不適切	該当なし	確認事項
43. 記録の整備 ◇◆従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	☐	☐	☐	
◇◆次に掲げる記録を整備し、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の完結の日から2年間保存しているか。 ① 居宅サービス計画 ② 看護小規模多機能型居宅介護計画 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 主治の医師による指示の文書 ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 ⑥ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑦ 市町村への通知に係る記録 ⑧ 苦情の内容等の記録 ⑨ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 ⑩ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	☐	☐	☐	
44. 暴力団等の排除 ・事業所を運営する法人の役員及び管理者その他従業者は、暴力団員ではないか。また、事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはいないか。	☐	☐	☐	
V 雑則				
1. 電磁的記録等 ◇◆事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるが、電磁的記録を活用しているか。	☐	☐	☐	
◇◆事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができるが、電磁的方法を活用しているか。	☐	☐	☐	
☆交付等を電磁的方法による場合、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる事項を遵守しているか。	☐	☐	☐	
☆（１）電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によっているか。	☐	☐	☐	
☆（２）電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられるが、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考に行っているか。	☐	☐	☐	
☆（３）電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいが、「押印についてのQ&A（同上）」を参考に行っているか。	☐	☐	☐	
☆（４）その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、（１）から（３）までに準じた方法によっているか。また、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従っているか。	☐	☐	☐	
☆（５）電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	☐	☐	☐	

